

締約国に関する情報  
MY

マレーシア

附属書 B 1  
MY

## 一般情報

国内官庁の名称	Intellectual Property Corporation of Malaysia (マレーシア知的所有権公社)
所在地及び郵便のあて名	Unit 1-7, Ground Floor, Menara UOA Bangsar, No.5, Jalan Bangsar Utama 1, 59000 Kuala Lumpur
電話番号	(603) 2299 8400
ファクシミリ装置	(603) 2299 8989
電子メール	pct@myipo.gov.my
インターネット	www.myipo.gov.my
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Federal Express, Pos Laju又はUPSの配達サービスを条件とする。
マレーシアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりマレーシア知的所有権公社又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
国内法令 <sup>1</sup> はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 居住者による出願 <sup>2</sup>
マレーシアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	マレーシア知的所有権公社
マレーシアを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案証
国際型調査に関するマレーシアの規定	1983年特許法第35B条(法律第291号)

[次頁に続く]

1 1983年特許法(法律第291号), 第23A条。

2 登録官から外国出願を行うための書面による許可を既に受けている場合、又は同一発明に関する出願が2箇月以上前に管轄官庁に行われており、1983年特許法(法律第291号)第30A条に基づき登録官が公開の禁止若しくは制限を指示していない場合、又は当該指示がすべて取り消されている場合を除く。

M Y

マレーシア (続き)

M Y

国際公開に基づく仮保護

国際出願が公衆の閲覧に供された後、出願人は、特許出願が行われている発明を商業上又は工業上実施している者に対して書面で警告を行うことができる。出願人は、警告時から又は警告がなければ国際出願が公衆の閲覧に供された時点から特許付与までの期間に、当該発明を実施していれば出願人が通常受け取ったであろう相当額を、出願人への補償金として支払うよう、発明を商業上又は工業上実施している者に請求することができる。ただし、補償金請求権は特許付与後でなければ行使することができない。1983年特許法（法律第291号）第34条(5)及び(6)を参照。

## マレーシアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

マレーシアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

なし